

特別養護老人ホーム 森の小径
介護予防短期入所生活介護
(空床利用型)

運営規定

社会福祉法人 恵林

特別養護老人ホーム森の小径 指定介護予防短期入所生活介護事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恵林が開設する特別養護老人ホーム森の小径（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる職員（以下「職員」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 職員は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム森の小径
- 二 所在地 群馬県高崎市浜川町836-2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する職員は、特別養護老人ホームの職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 職員
 - 医師 1名（非常勤兼務）
 - 生活相談員 1名以上
 - 看護職員 4名以上
 - 介護職員 24名以上
 - 介護支援専門員 1名以上
 - 機能訓練指導員 1名以上
 - 管理栄養士 1名以上職員は、指定短期入所生活介護の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 利用定員は特別養護老人ホーム森の小径の定員70名（広域特養）、及び20名（密着特養）とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
- 二 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
- 三 理美容代（実費）。

四 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常を送迎の実施地域)

第8条 通常を送迎の実施地域は、高崎市及び前橋市（密着特養は対象外）区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、指導職員の指示を遵守すること。
- 三 浴室を利用する際には、血圧、体温等の一般状態を測定し、入浴が可能であることを確認すること。
- 四 利用者の日々の状態について、在宅での様子等をできるだけ当施設に伝達すること。
- 五 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- 六 貴重品等の持ち込みはしないこと。持ち込みをする場合は職員に申し出ること。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（身体拘束の制限）

第11条 施設は、利用者の生活介護に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

1 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の各号に掲げるすべての要件を満たした場合で時間と方法において最小限におこない、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

一 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

二 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないこと。

三 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者及び家族に対し、拘束の内容・目的・理由・時間帯等について書面をもって詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めることとする。

3 前項の説明は管理者や医師その他各課の責任者が行い、仮に利用者や家族に事前に身体拘束についての理解を得ている場合であっても、実際に拘束を行う時点で必ず個別に説明するとともに、常に観察や再検討を行い、その要件に該当しなくなった場合には、直ちに拘束の解除を行うものとする。

4 施設内に「身体拘束廃止委員会（事故対策委員会が当該委員会を兼ねる）」を設置し身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成する。

（虐待防止に向けた体制等）

第12条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者（委員会副委員長）とする。

1 虐待防止検討委員会（事故対策委員会が当該委員会を兼ねる）を設ける。その責任者は管理者とする。

2 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、当該委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う場合がある。

3 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

5 施設は前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（生活相談員が兼任）を設置する。

（損害賠償）

第13条 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。（極度額：60万円）

（非常災害対策）

第14条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- 1 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- 2 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- 3 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

（業務継続計画（BCP）の策定等）

第15条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 二 継続研修 年2回

三 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除いた職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人恵林と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（改正）

第17条 この規程の改正は理事会の決裁により行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

- 7 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。